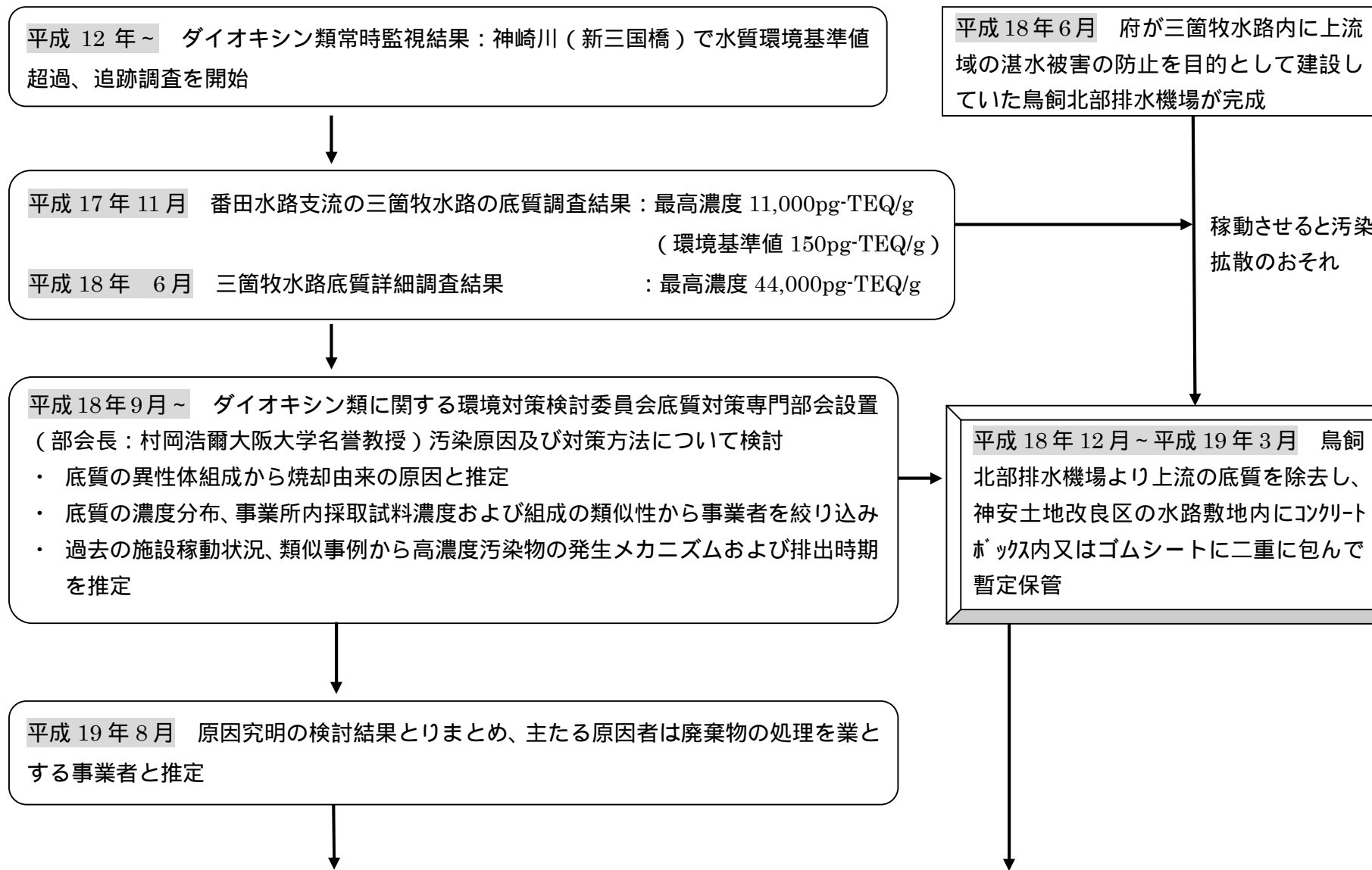


三箇牧水路底質対策に係る費用負担計画の策定について

これまでの経緯



対策のスキーム及び原因者への求償手法について

汚染底質の保管は緊急的な暫定措置であり、地震などの災害時にダイオキシン類が漏れ出すなど将来的に二次汚染の恐れがある。このため、府が緊急措置から続く公害防止事業の一環として対策主体となり、保管中の底質の無害化処分を行うこととした。

- 当該事業者は、汚染原因者としての責任を認識しており、汚染物質の排出がダイオキシン類対策特別措置法の施行前であることから対策費用の全額負担は困難であるが、一定の負担には応じる意向を示している。

保管底質の処理・処分を実施するにあたり、公害防止事業費事業者負担法により原因者に費用負担を求める。

公害防止事業費事業者負担法に基づき、公害防止事業の施行者は審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定める必要がある。

公害防止事業費事業者負担法による費用負担請求

根拠

公害防止事業費事業者負担法（昭和 45 年法律第 133 号）

第 2 条第 2 項

この法律において「公害防止事業」とは、次に掲げる事業であつて、事業者の事業活動による公害を防止するために事業者によるその費用の全部又は一部を負担させるものとして国又は地方公共団体が実施するものをいう。

一（省略）

二 汚でいその他公害の原因となる物質がたい積し、又は水質が汚濁している河川、湖沼、港湾その他の公共の用に供される水域において実施されるしゅんせつ事業、導水事業その他の政令で定める事業

三～五（省略）

第 6 条第 1 項

施行者は、公害防止事業を実施するときは、審議会の意見をきいて、当該公害防止事業に係る費用負担計画を定めなければならない。

検討事項案

法（第 6 条第 2 項）に明記された次の費用負担計画で定める事項について専門的見地からの意見を聴く。

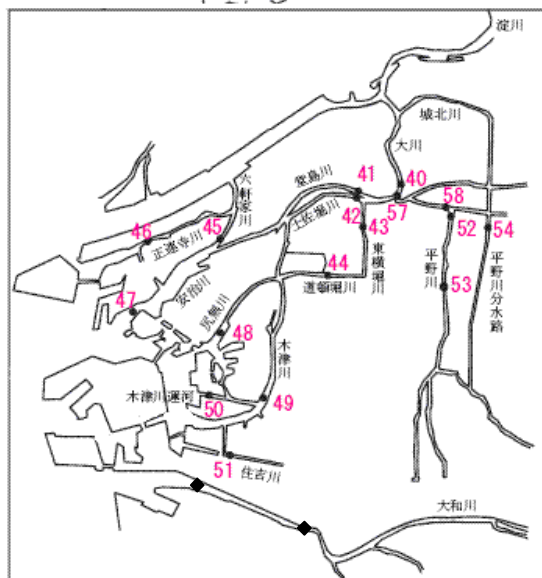
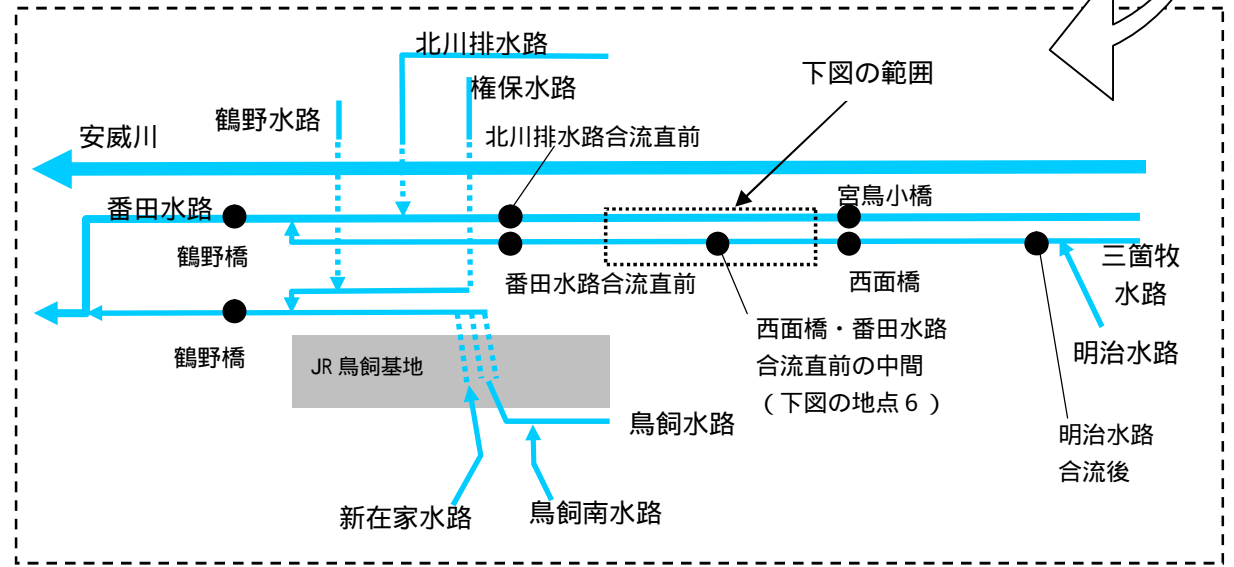
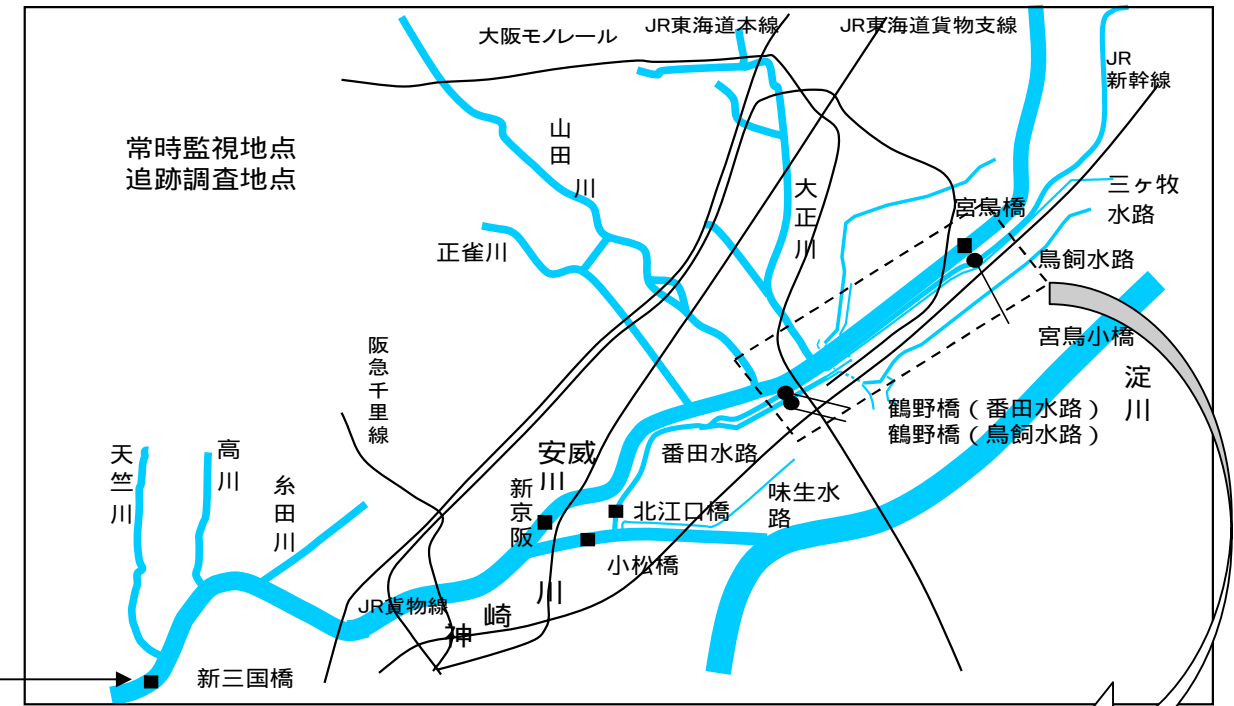
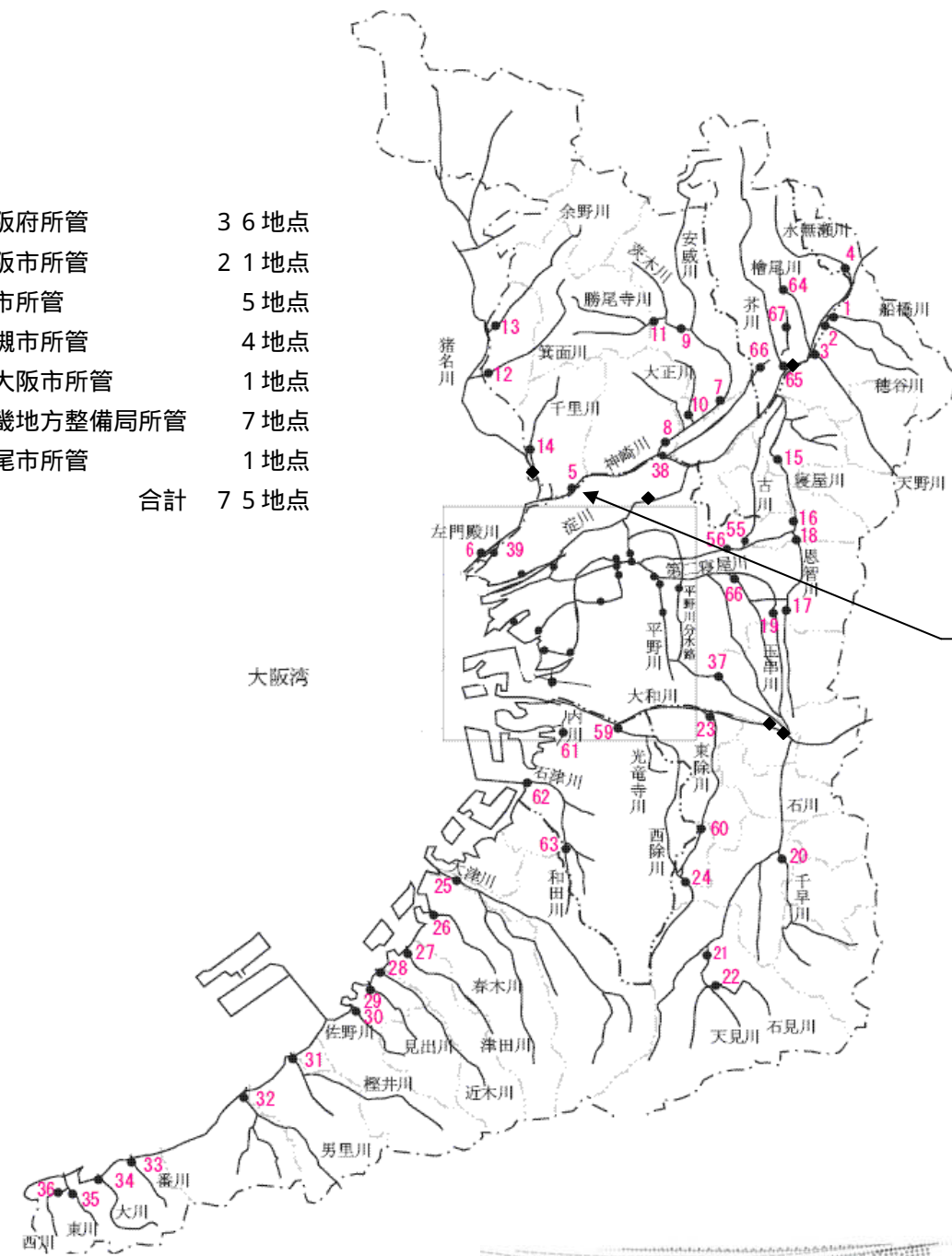
- 1 公害防止事業の種類
- 2 費用を負担させる事業者を定める基準（費用負担すべき事業者の範囲）
- 3 公害防止事業費の額（府による事業費概算の妥当性）
- 4 負担総額及びその算定根拠（公害防止機能以外の機能、公害の程度等勘案すべき事情による減額等）
- 5 その他公害防止事業の実施に必要な事項（中小企業者に対する負担金の納付方法等の配慮等）

検討スケジュール

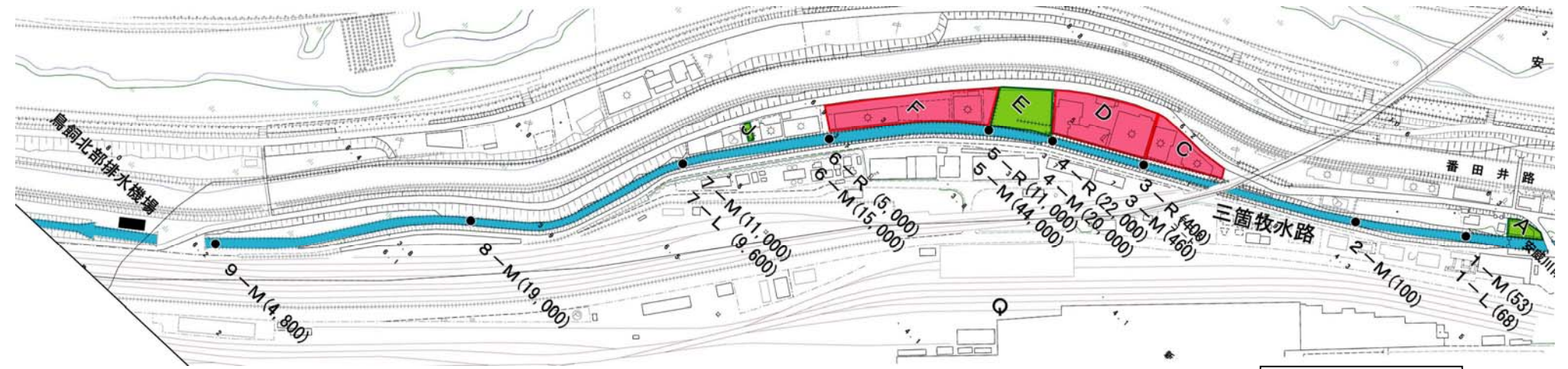
平成 20 年 5 月 9 日 諮問

平成 20 年 11 月 答申予定

- 大阪府所管 36地点
- 大阪市所管 21地点
- 堺市所管 5地点
- 高槻市所管 4地点
- 東大阪市所管 1地点
- 近畿地方整備局所管 7地点
- 八尾市所管 1地点
- 合計 75地点



<大阪市内拡大図>



底質除去工事範囲

三箇牧水路底質詳細調査結果 (平成18年6月実施)

単位: pg-TEQ/g